

## プロポーザル実施要領

### 1 業務名

関市ふるさと納税等推進業務委託（単価契約）

### 2 業務の目的

岐阜県関市（以下、「本市」という。）は、ふるさと納税を地域づくりのための財源確保のみならず、伝統産業である刃物をはじめとした地域資源の活用や知名度向上のために推進をしてきた。

ふるさと納税に関する業務のうち、受付事務、及び寄附促進に係る業務の一部を委託することにより、効率的かつ効果的な事業の実施とともに、ふるさと納税を起点に地域産品のブラッシュアップを行い、地域の産業の活性化につなげることを目的とする。

### 3 契約期間

契約締結の日から令和10年3月31日まで

※契約締結の日から令和7年3月31日までは準備期間とし、準備期間に発生する費用については受託者の負担とする。

※本プロポーザルは、予算議決（令和6年9月）前の準備行為として実施するものであり、議案が市議会で議決されない場合は、この業務委託は実施しない。なお、本件のために行った準備行為等に係る費用が生じた場合であっても、本市においては、その損害について一切負担しない。

### 4 見積の内容

<各年度の受入見込額・件数>

次の3つの条件を想定した見積書を提出すること。

- (1) 寄附金額 20 億円、寄附件数 10 万件、ワンストップ受理件数 4 万件（うち紙申請 1.2 万件）
- (2) 寄附金額 30 億円、寄附件数 15 万件、ワンストップ受理件数 6 万件（うち紙申請 1.8 万件）
- (3) 寄附金額 50 億円、寄附件数 25 万件、ワンストップ受理件数 10 万件（うち紙申請 3.0 万件）

見積項目：業務委託料 ○%/件 又は ○%/金額  
受領証明発行書等の発行及び発送業務 ○円/件  
ワンストップ特例申請書の受付業務（紙申請） ○円/件

見積限度額：下記のとおりとする。

令和6年度	0円
令和7年度	115,330,000円（消費税及び地方消費税を含む）
令和8年度	115,330,000円（消費税及び地方消費税を含む）
令和9年度	115,330,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※見積限度額は上記、「4 見積の内容<各年度の受入見込額・件数>(2)」によるものであり、受入見込額・件数(2)の寄附金額等を超える場合はこの限りではない。

※見積限度額は、予定価格を示すものではなく、今後の予算の内容により、業務内容の変更等を行うこ

とがある。

## 5 受託候補者選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式により選定する。

## 6 業務の内容

「(別紙1)仕様書」のとおり

## 7 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 原則、応募時点で関市競争入札等参加者名簿に登録されていること。ただし、契約締結までの間に、参加資格を欠くような事態が発生した場合には失格とする。
- (3) 関市競争入札等参加者名簿に登録されていない場合は、令和6年8月31日までに、財務部契約検査課に「関市競争入札等資格申請(物件の買入・その他)」に伴う提出書類を不備なく提出すること。  
(必要書類等の詳細は、財務部契約検査課まで問い合わせること。参考 URL：  
<https://www.city.seki.lg.jp/0000019818.html>)
- (4) 関市競争入札参加資格停止措置要領(平成7年関市告示第77号)の規定に基づく資格停止を受けていないこと。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (6) 法に基づく指定の取消し等の処分を過去5年以内に受けたことがない者。
- (7) 応募法人の役員等(法人の役員又は支店長若しくは営業所(常時契約を締結する事務所を言う。)を代表するものをいう。)に次の各号のいずれかに該当する者がいないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する団体の構成員
  - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (8) 国税又は地方税を滞納していない者。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、法人以外の団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人、法人以外の団体ではないこと。
- (10) 直近3年以内で寄附金額実績が年間10億円以上の自治体のふるさと納税事業(同様の業務)を受託した実績を有していること。
- (11) 令和7年4月1日までに本市内に事業所を設置し、本業務を遂行するための専門知識を有した専従責任者を常駐配置し、その事業所内で原則すべての業務を遂行する体制がとれること。
- (12) ISMS 認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。
- (13) ふるさと納税以外の地域の産業の活性化事業(主にEコマースの分野)においても、実績を有していることが望ましい。
- (14) その他、本市との協議に柔軟に対応できること。

## 8 参加申込み

(1) 「7 参加資格要件」を満たし、本業務に参加を希望する場合は、次の必要書類を提出すること。

参加申込書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けないものとする。

ア「【様式1】参加申込書」

イ「【様式2】会社概要書」

ウ「【様式3】業務実績書」

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

電子メール又は郵送等により提出すること。

※到着の有無について提出先へ確認すること。

※提出期限後の提出は認めない。

(4) 提出期限

令和6年9月5日(木)午後5時まで

(5) 提出先

関市市長公室企画広報課 ふるさと納税係

住所 〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地

電話番号 0575-23-7461(直通)

電子メール furusato@city.seki.lg.jp(件名の文頭に「ふるさと納税プロポーザル」と記載すること。)

(6) 参加資格の承認

参加資格の承認の可否については、令和6年9月9日(月)までに、参加申込書に記載された担当者に電子メールで通知する。

(7) 質問受付

ア 質問書提出期限 令和6年8月9日(金)午後5時まで

質問の内容を簡潔にまとめ、「【様式4】質問書」に記入の上、電子メールにより提出すること。

イ 回答日 令和6年8月16日(金)までに関市ホームページに掲載

※口頭又は電話等による質問については対応しない。

※選考の公平性を損なう可能性や機密に関わる質問には回答しない。

## 9 企画提案

「(別紙1)仕様書」の業務内容を踏まえ、次のとおり必要書面を提出すること。

(1) 提出書類(全てA4サイズとする。ただし作業工程表等、資料の作成上A3版を利用とした方がわかりやすい場合は、A3版利用も可とする。)

ア 企画提案書(任意様式)

(ア)実施方針(提案者の考え方)

(イ)実施内容(業務仕様書の業務を効果的に実施するための具体的な提案)

※受付時間、及び、週休日・祝日や年末年始の対応について明記すること。

(ウ)個人情報保護への対策

イ 実施体制調書（任意様式）

人員構成とサポート体制

※業務責任者、移住予定人数、及び本市内から労働者を雇用する予定人数や、各人の勤務形態（正社員・パート、専任・兼任等）、及び主な業務内容を示すこと。

※提案者が派遣する人員については、本業務遂行にあたっての専門性を示すこと。

※やむを得ず市外で行う業務や再委託する業務がある場合は、その内容と理由を示すこと。

ウ 作業工程（スケジュール）表（任意様式）

エ 見積書（代表者印押印・任意様式）

※各費用はできる限り内訳を記載すること。

※年度ごとに「4 見積内容 (1)～(3)」の条件を想定した3パターンの見積書を提出すること。

また見積書は年度ごとにA4サイズ1枚にまとめることが望ましい

※本市に負担が発生する経費がある場合は、算定根拠がわかるよう参考事項として付記すること。

(2) 提出部数

各書類：原本1部、複写物8部

見積書（原本）の宛先は関市長とし、提案者の所在地、提案者名、代表者名を必ず記載し、代表者印を押印すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送等による。持参以外の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無を確認すること。

(4) 提出期限

令和6年9月13日（金）午後5時まで。

なお、提出期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(5) 提出先

「8 参加申込み」の「(5) 提出先」のとおり

(6) 審査について

本プロポーザルの受託候補者にあたっては、本市が別に定める「(別紙2) プロポーザル審査要領」に基づき審査するものとする。

(7) 企画提案のプレゼンテーション(2次審査)

ア 開催日 令和6年10月3日（木）午後1～5時頃（予定）

イ 場所 関市役所

ウ 提案者 市内事業所で業務にあたる責任者を含めた4名までとする。

エ その他

(ア) プレゼンテーション時間は、発表25分、質疑応答15分とする。

※質疑応答については審査員及び事務局からの質問がなくなり次第終了とする。

(イ) プレゼンテーションでパソコンを使用する場合は、予め企画広報課まで連絡すること。(用意可能な接続端子はHDMIとD-sub。)

(ウ) 当日のプレゼンテーションの時刻は、一次審査結果通知の際に連絡する。

## 10 企画提案に要する経費

企画提案に関する必要経費は、全て提案者の負担とする。

### 1 1 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消す場合がある。この場合において、プロポーザルに要した費用等については、一切本市に請求することはできないものとする。

### 1 2 契約締結

- (1) 仕様書は、受託者が実施する内容等について最低限の基準を定めたものであるため、委託業務契約の締結時には、受託者の提案内容を盛り込み修正を行う。
- (2) プロポーザル審査後、審査員が協議し全提案者を不適と判断した場合、契約を締結しない可能性がある。
- (3) 契約の手続きは、関市契約規則（昭和39年関市規則第5号）による。

### 1 3 辞退

参加申し込み後に辞退する場合は、「【様式5】辞退届」を速やかに事務局に提出すること。

### 1 4 その他の留意事項

- (1) 同一事業者が複数提案をすることはできない。
- (2) 参加希望者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
  - ア 「7 参加資格要件」を満たさなくなった場合
  - イ 受付期間内に所定の書類を提出しなかった場合
  - ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - エ 見積額が「4 見積の内容」の「見積限度額」を超えている場合
  - オ 審査の公平性を害する行為又は不正若しくは不誠実な行為があったと認められる場合
  - カ 契約を履行することが困難と認められる状況に至った場合
- (3) 各種書類の提出後における修正又は変更は、本市が補正等を求めた場合を除き認められない。
- (4) 提出書類の著作権は、参加する提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 提出された書類の返却は一切しない。
- (6) 本プロポーザル等に関する情報公開請求があった場合は、関市公文書公開条例（平成9年関市条例第44号）の規定により提出書類の公開をする場合がある。
- (7) 本要領に定めのない事項は競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。
- (8) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。

## 1.5 日程

募集開始	令和6年 8月 1日 (木)
質問書の提出期限	令和6年 8月 9日 (金) 午後5時
質問に対する回答期限	令和6年 8月16日 (金)
プロポーザル参加申込書等提出期限	令和6年 9月 5日 (木) 午後5時
参加資格の承認の可否 結果通知 (電子メール)	令和6年 9月 9日 (月) まで
企画提案書等の提出期限	令和6年 9月13日 (金) 午後5時
一次審査<書類>	令和6年 9月18日 (水)
一次審査結果通知 (電子メール)	令和6年 9月20日 (金)
二次審査<プレゼンテーション>	令和6年10月 3日 (木)
二次審査結果通知発送 (郵送)	令和6年10月 7日 (月) まで
契約締結	令和6年10月15日 (火) ※予定

※日程は、提案者数等に応じて変更する場合があります。